

- ・若者が素晴らしい能力を発揮して活躍するか、能力を高めることができないままに過ごすか、あるいは能力を生かせないまま貧困の罠にはまるかは、若者自身の努力が鍵を握る。
- ・明るい未来を実現するため、若者自身が、失敗を恐れず、みずから進んで機会を創り出すことに努め、ディーセント・ワークを通じ自立する道を模索することが必要である。
- ・若者は次代を担う者として、グローバルな視点を持ちつつ社会における役割を認識し、キャリア形成に努めていくべきである。

(2) 社会の支援

政府、労使を始めとする社会全体で、若者が「資産」であるという視点に立って、若者の主体的な取組を積極的に支援していく必要がある。

- ・政府は、若者のエンプロイアビリティ向上の基盤となる学校教育の充実に努める。その上で、(i)職業能力開発に必要な教育訓練機会の確保、(ii)職業能力開発に関する情報提供、(iii)キャリア形成の促進のための支援、(iv)職業能力を適正に評価するための基準、仕組みの整備及び(v)起業支援を積極的に行っていくべきである。
- ・グローバル化の流れの中で、企業は短期的な成果主義、即戦力志向に向かいがちである。しかしながら、企業は、仕事の提供を通じて労働者の職業能力を高める直接的な場を提供できる立場にある。そこで、「若者は資産である」という視点に立ち、目標を持って長期的な視点から人材育成に取り組んでいく必要がある。人材育成こそが企業の成長の基礎である。さらに、エンプロイアビリティの向上及び職業観の育成を図るため、学校教育に協力していくことが重要である。
- ・労働組合は、エンプロイアビリティの向上に係る若年労働者のニーズを把握しつつ、若年労働者の自発的な職業能力の開発及び向上を促進するための取組を進めていくべきである。
- ・政労使はもとより、職場の上司・先輩や家族、地域など若者と接するすべての者が、若者を積極的に育

成していく必要性を自覚するとともに、育成に当たってのビジョンを描き、ニーズを把握しつつ、若者が仕事の世界に入っていく、成長していくことを後押ししていくべきである。

- ・また、若者の主体的な取組を支援し、その能力を開花させることにより経済社会の発展を図るという各国共通の目標を達成するためには、若年雇用ネットワーク(YEN)、アジア太平洋地域技能開発計画(APSDEP)^(注13)など、国際的な枠組みによる支援をさらに拡充させていくべきである。

今日のシンポジウムにおいて、アジアの国々での取組に関して情報交換が行われたが、今後も各国や国際機関における取組をより効果的なものとするため、さまざまな場を通じて各国の経験や知識を共有し、協力を進めていくことが確認された。我々は、こうした取組により、若者の育成を通じた明るい未来を実現することを約束する。

本シンポジウムの成果が、2005年6月に開催されるILO総会における若年雇用者一般討議の場における検討の基盤とされるものと確信するとともに、2005年後半に韓国の釜山で開催される予定のILOアジア太平洋地域会合においても、グローバル化と若者の未来が重要なテーマとして位置付けられ、さらに深められることを期待する。

別添

若年雇用に関して政府が統合的に実施すべき施策

- (a)雇用、中でも若者がディーセント・ワークを確保することを重視したさまざまなマクロ経済政策の実施
- (b)若年者の労働需要を向上させる政策
- (c)国際的労働基準に則った適切な国内法制と適切な労働市場の運営
- (d)公正で適正な所得を得ることができるような賃金政策
- (e)起業を促進する機運の醸成、起業を容易にするための環境整備等の起業支援
- (f)エンプロイアビリティの向上のための支援
- (g)労働市場情報の提供
- (h)キャリアカウンセリングの機会の提供

g ILO 総会における一般討議(スイス・ジュネーブ、2005年6月)

(a) 概要

第93回国際労働総会において、若年者の雇用問題について一般討議が行われた。「ディーセント・ワーク」

の視点を考慮した若年者の雇用及び能力開発の促進に関する議論が行われ、「若年雇用に関する決議」が採択された。

(b) 若年雇用に関する決議(概要)

若年雇用に関する決議(概要)

●若年者のディーセント・ワークへの道の促進に関する結論、課題及び挑戦

- 1 若年者が直面している課題を言及するために、ILO ディーセントワークアジェンダ、世界雇用アジェンダ、国連ミレニアム宣言等を想起することが重要である。
- 2 若年者のディーセント・ワークの達成は、すべての者に対する貧困撲滅と持続可能な発達、成長及び福祉において不可欠な要素である。
- 3 他の労働者の雇用と置き換えることなしに若年者の雇用を創出することが課題であり、施策担当者は、世代ごとに異なるニーズがあることを前提としつつ、世代を超えて生涯を通じた職業生活全体の問題として検討しなければならない。
- 4 労働における基本的原則と権利のILO宣言とそのフォローアップは、各国の状況や発展段階の違いにかかわらず、全世界のすべての労働者に適用される。
- 5 多くの国において若年者は学校から職場に円滑に移行することができ、様々な雇用形態を選択することができるが、不幸なことに、世界にはそれ以上に膨大な数のディーセント・ワークに就くことができない若者が存在する。
- 6 世界の若者の85%が途上国で生活しているが、HIV/AIDS、国際債務の負担、インフォーマル経済の持続、男女不平等の問題等が途上国の雇用創出を妨げている。
- 7 先進国では、若年者雇用の状況の多様性により、それぞれの特別な対応が必要とされている。
- 8 若年者に対する労働市場の展望は、性別、年齢、人種、教育レベル等により異なるため、他の若年者に比べて、ディーセント・ワークに就くのが特に困難な若年者層が存在しているという問題がある。

- 9 労働法と、それがあつた場合に、労働協約は、現状では偽装雇用関係のために保護が不足している者も含め、すべての若年労働者に適用されるべきであり、また、インフォーマル経済で働く者をフォーマル経済に移行させる努力がなされるべきである。
- 10 若年者へのディーセント・ワークの促進により、経済、社会のすべてに相乗効果をもたらされ、投資や消費者の需要を押し上げ、より安定して結合力のある世代を超えた社会的連帯が保証されることになる。若年者は、社会への依存から脱却し、貧困から逃れ、社会に積極的に貢献することができるようになる。
- 11 若年者の失業は、社会や経済に重いコストを課し、経済成長の低減、税収の減少をもたらすとともに、社会不安、紛争、貧困レベルの悪化、犯罪等も引き起こす。
- 12 若年者雇用の課題は、各国の一般的な雇用状況に影響されるが、その要素としては、グローバリゼーション、途上国における構造改革、人口動態等がある。
- 13 一部の若年者は必要とされる技能や経験年数の不足により、新たに職に就いても、その雇用の継続はそのときどきの経済状況に直接的な影響を受ける。
- 14 学校から職場への移行が円滑に行われている一部の若年者がいる一方で、職業訓練を受けるのに必要な読み書き計算ができないために、エンプロイアビリティを獲得できない若年者も存在している。
- 15 若年者が職を見つけられないのは、適切な技能、職業訓練機会の不足や、訓練を受けたとしても企業のニーズが低い技能しか獲得していないこと、労働市場における需要の変化によって職を見つけることができないことと結びついているかもしれない。こ

のミスマッチは、求職期間の長期化、高い失業率、不安定な職に長期間従事することにもつながる。適切な労働市場情報やキャリア・コンサルティングの不足、不十分な職業紹介システムと関連した、職業経験や起業支援の不足も若年者をディーセント・ワークから遠ざける。

- 16 障害者、HIV/AIDS 感染者、人種的マイノリティ等の若年者のうち特定のグループは、差別、社会的疎外に直面している。
- 17 政府及び社会パートナーは、若年者雇用の課題に立ち向かうために、若年者本人を関与させることが必要とされる。

●若年者のディーセント・ワークに対する政策及びプログラム

- 18 雇用政策に関する条約、1964 (No.122) は、若年者雇用対策のすべての基本となる。
- 19 一つのサイズですべてに合うものはないが、若年者雇用へのチャレンジは、統合的で首尾一貫したアプローチを必要とする。若年者雇用は、すべての適切な社会、雇用、経済政策のバランスのよいポリシーミックスにおいて検討されるべきである。また、社会パートナーを適切に関与させながら行われるサポートティブな国内貿易、産業、教育訓練、賃金政策も、若年者雇用へのアプローチとして必要とされる。
- 20 経済成長を持続させるためには、経済的・政治的に安定した状況において拡大される投資、総需要等を通じて、増加し持続可能な雇用の成長を導くマクロ経済政策が必要とされる。
- 21 経済成長と雇用創出を国の政策目標の中心に置くことは、サポートティブで首尾一貫した国内、地域内、国際的な政策の枠組みを必要とする。
- 22 持続可能な経済成長は、特に持続可能な若年者雇用の創出を行うために必要十分な条件ではない。生産性を上げ、適切な社会保護を提供するとともに、雇用の成長の量を高めるという補足的な政策をとることも必要とされる。企業を強化し、労働供給の質と同様に、労働需要を高める政策を行うべきである。
- 23 途上国においては、雇用の成長の強さが増されな

ければならない。

- 24 若年者による起業の増加は、雇用政策の重要な構成要素である。
- 25 先進国政府は、途上国における潜在的な起業の動きを十分に顕在化させるために、国際的なマクロ経済と政策の環境を育てるべきである。
- 26 起業や協同組合を含む小企業に対する政策は、各国の異なる若年者の置かれた状況に関連してレビューされるべきである。
- 27 三者による対話によって、若年者雇用に強い潜在力を持つ特別な産業やセクターをターゲットとする政策を啓発することができる。
- 28 国際労働基準と社会対話を考慮し、団体交渉の権利、結社の自由の促進、職場における安全衛生、賃金・労働時間その他の労働基準を認識する、労働市場と社会保護政策、雇用法規により、若年者の適切な保護と雇用見通しの改善が確保されるべきである。
- 29 政府は、労使団体と協力し、特に若年者の雇用状況に関する情報を定期的に報告するための労働市場情報とそのモニタリングの仕組みを構築すべきである。
- 30 インフォーマル経済における若年者の労働条件を明確にする対策により、小規模企業等の協力と組織化を強化し、優れた労働基準監督制度や労働裁判等のプロセスを通して十分な労働者の保護が実施される。
- 31 投資と企業創設を行うために可能な環境の整備は、成長と雇用に不可欠である。
- 32 すべての人に開かれた無料の質の高い初等、中等教育、職業訓練や生涯学習への投資は、個人や社会の資質向上や、将来の職業生活に備えるために不可欠である。
- 33 教育、職業訓練、読み書き計算を含む基本技能、労働市場サービス、労働経験、労働の権利、労働安全衛生は、若年者のエンプロイアビリティを高める包括的な政策の不可欠な構成要素である。
- 34 労働市場で必要とされる技能に対応する職業教育及び生涯にわたる訓練は、訓練と仕事を組み合わせるデュアルシステムのスキームとともに、若者の

- エンプロイアビリティを高めるための基本である。
- 35 雇用サービスは、キャリアコンサルティングや直近の労働市場情報を提供し、若年者が職をみつけ、定着するのを支援する。
- 36 積極的労働市場政策とプログラムは、若年者の労働市場の参入を非常に促進する。労働市場プログラムは、特に、不利な立場の若者にターゲットを絞ることができる。
- 37 若年失業者のための社会保障プログラムが存在しない国においては、当該制度が創設されるべきである。
- 38 政府は、若年者のディーセント・ワークの政策とプログラムにおける定期的なモニタリングと実績評価を行う責任を持つべきである。

●若年者のディーセント・ワークの道を促進するためのILOの行動計画

- 39 若年者雇用におけるILOの業績については、ディーセントワークアジェンダが模範的なモデルを提供し、YEN (Youth Employment Network) を含む世界雇用アジェンダが政策の柱を提供している。
- 40 ILOは、社会パートナー及び適切な国際機関と協力しながら、若年者のディーセント・ワークを促進するためにYENの活動において主要な役割を果たし続けていくべきである。
- 41 ILOは、三者とともに、開発政策、貧困撲滅対策において若年者雇用促進を主流化するために、国際金融機関及び国連組織とのパートナーシップを強化していくべきである。
- 42 特に途上国に焦点を置いた、ILO行動計画は、知識の構築 (building knowledge)、唱道 (advocacy)、技術協力 (technical assistance) という3つの柱に基づいている。

●知識の構築 (building knowledge)

- 43 途上国の政策を支援するために、ILOは、各国の政策に係るデータ収集、検証等を通して、若年者の雇用、失業、潜在的失業の特性に関する知識を集積しなければならない。

- 44 ILOは、若年者を対象とした技術協力プロジェクトの成果を評価するILO戦略を含む調査アジェンダを発展させなければならない。
- 45 ILOは、ILO世界雇用アジェンダの10の中心的要素における調査と知識の集積を強化しなければならない。

●唱道 (advocacy) 及び若年者のディーセント・ワークの促進

- 46 ILOは、若年者のディーセント・ワークへの道に関する一般的な討議の結論を促進するキャンペーンを行わなければならない。具体的には、若年者の雇用創出、労働者の権利、エンプロイアビリティに焦点を絞った国際的な促進キャンペーンの実施、労働者や使用者へのディーセント・ワークに対する権利と責任の認識を促進するためのツールキットの開発等が考えられる。
- 47 ILOは、持続する雇用と成長を達成するための政策の調整を促進するために、他の国際機関等との協力を強化しなければならない。
- 48 ILOは、三者構成のミーティングを通じて、若年者雇用の政策とプログラムの好事例を促進しなければならない。

●技術協力 (technical assistance)

- 49 ILOは、若年者のディーセント・ワークを促進するために、特に途上国に対して、ガイダンスや政策アドバイスの実施を強化し、若年者雇用対策を支援するために労使団体の規模の拡充を支援し、職場における労働法の適用を促進するために労働行政の体制強化を図らなければならない。
- 50 ILOは、若年者のディーセント・ワークを促進するために、その活動において三者構成の利益を最大限にしなければならない。
- 51 ILOは、労使団体の特別なニーズが社会対話の過程において配慮されることを確保するために、労使団体が会員の規模を拡充する努力を支援すべきである。